

北海道告示第10065号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年1月23日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その17)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 障がい者用介護ロボット等導入支援事業 介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的に、障害福祉の場に介護ロボットの導入を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道知事が適当と認めた市町村等（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体が運営する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害</p>	<p>障がい者用介護ロボット導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入経費に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉福祉局障がい者保健福祉課</p>		

	者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者								
2 北海道地域自殺対策強化事業 相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた対策を実施することにより、北海道における更なる自殺対策の強化を図るため、市町村及び民間団体が実施する事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 全道域で自殺対策を実施する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人など法人格を有するもの及び知事が適当と認める者(以下「社会福祉法人等」という。)			保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課			
(1) 対面相談事業 (2) 電話・SNS相談事業 (3) 人材養成事業 (4) 普及啓発事業 (5) 自死遺族支援機能構築事業 (6) 計画策定実態調査事業		事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費(会食に要する経費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、工事費(電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金、市町村が	2分の1以内 (2)においては新型コロナウイルス感染症対策分のみ10/10以内) (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た						

		当該事業を行う社会福祉法人等に対して補助する場合における当該補助に要する経費	り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(7) 若年層対策事業 (8) SNS地域連携包括支援事業 (9) 深夜電話相談強化事業 (10)自殺未遂者支援事業 (11)災害時自殺対策継続支援事業		事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費(会食に要する経費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、工事費(若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業、SNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金、市町村が当該事業を行う社会福祉法人等に対して補助する場合における当該補助に要する経費	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(12)自殺未遂者支援・連携体制構築事業 (13)災害時自殺対策事業 (14)ハイリスク地対策事業 (15)地域特性重点特化事業		事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費(会食に要する経費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、工事費(ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等					

		事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金、市町村が当該事業を行う社会福祉法人等に対して補助する場合における当該補助に要する経費	を行う。)					
3	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、対面相談、電話相談、SNSによる相談、人材の育成、普及啓発及び自死遺族や自殺未遂者に対する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費のうち次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事費(相談に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、負担金及び補助金	3 / 4	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
4	サービス継続支援事業 新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要	指定都市及び中核市以外に所在する障害福祉サービス施設・事業	国実施要綱に掲げる報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉		実績報告を要しない。

<p>なサービスを継続で きるよう、通常のサ ービス提供時では、 想定されないかかり 増し経費等を支援す ることを目的とし て、予算の範囲内で 補助する。</p>	<p>所等</p>	<p>料、備品購入費、扶助費、 負担金、補助金、助成金 及び交付金</p>	<p>補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。）</p>			<p>課</p>		
---	-----------	---	---	--	--	----------	--	--